

金融検査は現下の情勢を踏まえ、より「円滑化」に重点

今般の中小企業等金融円滑化法の施行により、今後の金融検査の方向性も変わってくるのだろうか。改正検査マニュアル等も公表される中、金融検査への影響について、前金融庁検査局検査監理官の水谷貢氏にお話を伺った。

プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン 企画部長
前金融庁検査局検査監理官
水谷 貢 氏

●金融円滑化法の成立と今後の金融検査の視点

——今般、いわゆる「中小企業等金融円滑化法」が成立し、新たな体制整備が求められるなど、金融機関にとっても影響が大きいと思われませんが、本法を含めた今回の「円滑化対策」の公表により、今後の金融検査の視点も変わってくるのでしょうか。

水谷 今後の検査の方向性については、これからの実際の検査を通じて判断していくしかありませんが、今回の「中小企業等に対する金融円滑化対策」において、法律を背景とした金融検査・監督を実施することが示されたことになり、これまでの金融検査とは若干視点が異なってくることは間違いないかと思います。

これまでも、例えば平成20検査事務年度の検査基本方針（平成20年8月公表）で、「円滑な金融仲介機能の発揮」が重点検査事項とされ、平成21検査事務年度でも引き続き重点検査事項とされたり、平成21年4月から6月にかけて主要行等に対して、貸し渋り・貸し剥がしを中心とした集中検査を実施することにより、金融検査を通じて、金融の円滑化に向けた体制整備を求めてきたりしてきたかと思っています。

今般の「円滑化対策」により、これらの金融円滑化の実現に向けた検査が法律を背景としたもの

に“格上げ”されることになり、その重みは、金融機関、金融検査実施機関の双方にとっても大きなインパクトを与えるものとなるのではないのでしょうか。

——これまでの金融検査の視点から転換されるということですか。

水谷 金融検査は長い間、金融機関の資産、とりわけ貸出金の資産査定に力を入れてきました。特にバブル崩壊後は、不良債権処理のための金融検査が相当期間続きましたが、これは当時の時代の要請からきたものだったといえます。現在においても、特に預金者保護の観点からも、金融機関の資産の健全性を維持することは大事なことで、貸出金を中心とした資産査定については、今後も金融検査の重要な柱であることに変わりはないと思います。

一方で、先にも述べた平成20検査事務年度の基本方針が示された頃から、「中小企業者等に対する金融の円滑化」を図る観点からの金融検査がより重要視されるようになりました。この種の検査は、リレーションシップバンキングが言われたころから行っており、例えば、債務者区分のランクアップを図るため、金融機関がどのような取組みを行っているかといった点の検証を行ってきましたが、本格的に「金融の円滑化」に対する検証を始めたのは最近のことです。

●金融機関はどう対応するべきか

——「金融の円滑化」の要請に対して、金融機関はどのように対応していけばよいのでしょうか。

水谷 このように、「中小企業等に対する金融の円滑化」の検証を始めたのは最近のことであり、貸出金の資産査定と違って、「金融の円滑化」に対する検査のノウハウは決して十分に蓄積されているとはいえないかもしれません。

今般、金融検査マニュアルの「金融円滑化編チェックリスト」が公表されましたが、おそらくここに、「金融の円滑化」に対する現時点で蓄積されている金融検査のノウハウが、相当程度盛り込まれているものと想像できます。実際、今回の「チェックリスト」は、これまでのものに比べてもかなり詳細に記述されていると感じました。特に、「Ⅲ．個別の問題点」の部分については、検査官が検査の現場で検証するための中心的な項目です。これまでの金融円滑化にかかる検査の視点や検査指摘事項がかなり盛り込まれていると思いますので、そういう意味では、金融検査のある程度の方向性のようなものが想定できます。金融機関にとっては、この箇所を中心に参考にして、金融円滑化のための態勢整備を図っていけばよいのですが、この際、金融機関が陥りがちな問題は、顧客対応のべからず集だけを作って、表面的に顧客との関係をとりにくろうことだけに汲々とすることです。実際に、そのことについてのノウハウを伝授する人も現れるかもしれません。しかし、顧客ニーズは実に様々な形で出てくるでしょうし、そんなことでは、現場の応用動作は図れず、早晚化けの皮がはがれてしまうことになります。

●金融円滑化法のポイントは“しっかりした審査”と“顧客説明”

——金融機関に“義務”を課すだけでは、必ずしも中小企業融資の積極化には繋がらないとして、否定的に捉えるところも中にはあるようです。

水谷 今回の「中小企業等金融円滑化法」のキーワードは、「努力義務」と「顧客説明」といえるで



しょう。

「努力義務」については、金融検査を通じて一定の強制力が働き「実質義務化」することを危惧する向きもありますが、もっと前向きに捉えても良いのではないのでしょうか。この努力義務を果たそうとすれば、しっかりとした融資審査がまず不可欠となります。これがなければ、結局、単なる形合わせになってしまい、将来的には経営に対する副作用が出てくるだけになります。要するに、日ごろから債務者との間の密接なコミュニケーションを通じて経営実態を把握し、それを融資判断に反映させるということです。これまでも、その判断が問題なくできていればよかったのですが、金融機関に対する数々の批判を見ていると、今回の法律の施行を、融資判断の基本に立ち返るためのきっかけとして捉えれば、努力義務を課されることに対して決して悲観的になる必要はないでしょう。また、日常的なりレーションシップを構築し、しっかりとした理由があるなら、仮に融資を謝絶することになっても、審査結果を堂々と顧客に説明できるのではないのでしょうか。説明できる内容もないのに説明テクニックだけをみがいても意味

新しい金融検査マニュアルに基づく金融検査について

金融の円滑化は、金融機関が果たすべき重要な役割の一つである。それは、銀行法等の目的が、信用の維持、預金者等保護と並んで金融の円滑化を図るため、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することとされていることに表われている。

金融機関が、こうした金融の円滑化という役割を十分に果たすためには、まず、借り手の実態をよく把握し、善良かつ健全な借り手に対して適切な資金供給を行うことが求められる。

さらに、様々な情報が蓄積されている金融機関には、借り手である中小・零細企業に対し、単に資金供給を行うだけでなく、適切な経営相談・経営指導といったコンサルティング機能の発揮が期待されている。また、金融機関が借り手に対して適切なコンサルティング機能を果たすことは、取引先企業の経営改善等を通じて、自らの財務の健全性確保につながるものである。

今後の金融検査については、このような認識に基づき、従来のリスク管理中心の金融検査から転換を図る必要がある。即ち、国民あつての金融機関、借り手があつての金融機関であるという原点を認識し、金融機関が適切にリスク管理を行っているかという事に加え、金融の円滑化という社会的役割を果たしているかという事について、十分に検査を行うことが求められる。

このため、今般、金融検査マニュアルを抜本的に改定したところである。金融庁及び財務(支)局の各検査担当官は、これに基づき、金融機関が適切にリスク管理をベースとしつつ、借り手の実態をよく把握し、善良かつ健全な借り手に対して適切な資金供給に努めているか、また、借り手に対する適切な経営相談・経営指導や経営改善計画の策定支援に取り組む等コンサルティング機能の十分な発揮に努めているかについて、重点的に検証されたい。

がありません。

金融機関にとっての最大の収益源は、貸出の増強にあることは間違いのないでしょうし、これを伸ばしていきたいとの意向は各金融機関共通のものであると思います。その一方で、貸倒れリスクが常に付きまとうことも事実です。それを両立させるためには、しっかりとした審査と融資判断が必要となってきます。

——今回の法律のもう一つのキーワードである、「顧客説明」についてはどうでしょうか。

水谷 「顧客説明」も極めて重要となります。本法律は、貸出条件の変更等を申し出た中小企業等に対して、借り手と貸し手がそれぞれの立場で話し合いを行い、貸し手である金融機関が自主的判断によって応じることを基本的な対応としていますので、借り手に対してより丁寧な協議・説明が

求められています。他方で、借り手からの貸出条件変更の申出に対して謝絶した場合は、その内容によっては、「貸し渋り・貸し剥がし」として、「努力義務」違反とされる可能性があります。借り手に対する謝絶理由の説明に際しては十分に留意する必要があります。適正な業務運営ができていないかは、検査においても検証されていくことになるでしょう。

また、金融検査の視点から言えば、問題となるのは、謝絶の理由を他に求めることです。「他の金融機関から断られたので審査は通りません」、「金融検査が厳しくなっているので受け入れられません」、といった自らが主体的に判断することを放棄したような理由付けに対しては、問題を指摘されるケースが出てくると思います。自らが判断した上で顧客が納得するような謝絶理由があれば、経済合理性を排してまで中小企業融資の促進を求めたりはしないでしょう。

今回の法律の主旨は、自らが判断した上で、それをしっかりと顧客に説明することに努めなさい、ということだと思います。また、貸出条件変更先へのモニタリング等もしっかりと行う必要があります。借り手に対し経営状況に応じて適時・適切にアドバイスをすることも重要だと思います。

●「貸し渋り・貸し剥がし」批判と金融検査

——「貸し渋り・貸し剥がし」についても、検査において検証していくことになるのでしょうか。

水谷 法律の制定や、「金融円滑化編チェックリスト」の公表により、今後は、当然従来よりも検証の深度が深くなると思います。特に、経営陣が主導性を発揮した「態勢整備状況」や「実際の取組状況」などについては、より丁寧に検証することになるのではないのでしょうか。個別の案件でいえば、例えば、「貸し渋り・貸し剥がし」に該当する可能性のあるような一定の条件で抽出したものを検証することになるかと思われます。金融機関の経営判断との関係もあり、どこまで検査で指摘できるかは難しいところですが、検査官の判断のポ

イントは、最終的には、「努力義務」をいかに果たしているか、すなわち、債務者の実態把握を十分に行ったうえでの融資判断かどうかを、金融機関と議論しながら検証することになると思われます。——「貸し渋り・貸し剥がし」については、明確な基準が無い状況では、判断に困るとする金融機関の声もあるようです。

水谷 今回の法でも「貸し渋り・貸し剥がし」の定義が示されているわけではありません。明確な基準が無い中努力義務化だけが進むことに対して、とまどいを感じる方も多いかと思います。プリンシプルによる金融行政に転進している意義にはそぐわないものもあるかと思いますが、具体的にどのような状況を法として問題視しているかといった大きな考え方も示すことを検討しても良いのではないかと思います。

——具体的に金融機関の「貸し渋り・貸し剥がし」対策はどのように行っていけばよいのでしょうか。

水谷 実際には、金融検査というものは限られた期間内で行う任意の検査です。検査官の判断の基準は、金融機関の記録簿と債務者からの苦情があればその記録だけです。非常に情報が少ない中、貸し手と借り手の意見が対立した場合は、どちらに合理性があるのか判断しなければなりません。つまり、「貸し渋り・貸し剥がし」といった苦情が表面化して初めて問題の可能性が出てくるわけです。意見が対立したときの疎明資料を備えておくことは必要かとは思いますが、まずは、取引先に対して真摯に向き合うことが重要でしょう。

そのためには、融資の基本に沿って業務を進め

ていくことにつきるかと思います。すなわち、①債務者の実態を将来性も含めて日常的に把握した上で、個別案件の申込に対してしっかりと審査を行うこと、そして、②案件管理簿等により進捗管理を行うとともに、債務者との折衝の中で要点となるような事項については記録に残すこと、③謝絶する場合は、その理由を債務者に明確に伝え記録に残すこと、④苦情については、金融機関内の第三者的立場の者が検証し、是々非々で対応すること、このような基本的な事項について対応できる体制を構築し、同時に運用状況のモニタリングができる体制を目指すことが重要ではないでしょうか。

——住宅ローン借入者に対しても同じような対応が必要ということでしょうか。

水谷 住宅資金借入者に対しては、今般の中小企業等金融円滑化法でも対象とされ、検査マニュアル等でもその旨示されていますが、実際の金融機関の対応は限られてくるのは事実でしょう。返済財源が給与に限定される中、たとえ条件変更に応じるとしても、返済期間を延ばすか一定期間猶予して支払負担を後に回すしかありません。まずは、しっかりとした受付・相談体制の確立が基本となってくるかと思います。特に、個人の生活設計をよく本人と相談したうえで返済プランを考えていけるような相談体制を構築していくことが重要となるのではないのでしょうか。

——ありがとうございました。

(聞き手／本誌・忽滑谷大士)



プロフィール

みずたに みつぐ

73年大蔵省南九州財務局採用。92年同省北海道財務局理財部検査課長。94年同省大臣官房金融検査部審査課課長補佐。98年金融監督庁監督部監督総括課課長補佐。99年同庁検査部検査総括課統括検査官。00年金融庁検査局総務課統括検査官。07年同庁検査局検査監理官。09年プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン入社。現在に至る。